

## 「Message of Peace」ロゴマーク等使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市に著作権が帰属する「Message of Peace」ロゴマーク等（以下「ロゴマーク等」という）を本市以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「ロゴマーク等」とは、本市に著作権が帰属する次に掲げるものをいう。（別紙1）

- (1) ロゴマークのみのデザイン
- (2) ロゴタイプのみのデザイン
- (3) ロゴマークとロゴタイプを組み合わせたデザイン（スローガンあり）
- (4) ロゴマークとロゴタイプを組み合わせたデザイン（スローガンなし）

### (使用対象)

第3条 ロゴマーク等は、長岡ホノルル平和交流記念事業等長岡花火に込められた平和への願いを広く発信する目的で実施する事業（以下「記念事業等」という。）をPRするために製作されるチラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ等の媒体において使用することができる。

### (使用届及び使用申請)

第4条 ロゴマーク等を非営利目的で使用しようとする者は、あらかじめ、「ロゴマーク等使用届」（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- 2 ロゴマーク等を使用した製品等の販売その他の営利目的でロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、「ロゴマーク等使用申請書」（様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項の手続きを省略することができる。
  - (1) 報道機関がロゴマーク等を報道の目的で使用するとき。
  - (2) その他市長が必要と認めたとき。

### (使用許可)

第5条 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が記念事業等のPRに寄与すると認めるときは、使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認めるときは、ロ

ゴマーク等の使用について、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により使用許可を行ったときは、「ロゴマーク等使用許可書」（様式第3号）により当該申請者に通知する。

（使用期間）

第6条 ロゴマーク等を使用できる期間は、平成27年4月17日から平成28年3月31日までとする。

（使用料）

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 第4条第1項の規定による届出又は第5条の規定による使用許可の範囲内で使用すること。
- （2） 前号に規定する使用の場合を除くほか、本市に無断でロゴマーク等の複製、譲渡又は貸与を行うことその他の本市の著作権を侵害する行為を行わないこと。
- （3） ロゴマーク等の変更、切除その他の改変をしないこと。
- （4） 使用の開始に当たっては、第4条第1項の規定による届出又は第5条の規定による使用許可に係るロゴマーク等の使用の媒体の見本を市長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（使用の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による使用許可を取り消し、又はロゴマーク等の使用を中止させることができる。

- （1） ロゴマーク等を使用する者が、この要領の規定に違反しているとき。
- （2） ロゴマーク等の使用が、本市の品位を傷つけ、又は記念事業等の正しい理解の妨げになるとき。
- （3） ロゴマーク等の使用が、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） ロゴマーク等の使用が、特定の個人、政党若しくは政治団体又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5） ロゴマーク等を使用する者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

ウ 法人その他の団体であつて、その役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその

経営若しくは運営に実質的に関与している者であること。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であること。

(6) その他市長がロゴマーク等の使用について不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、「ロゴマーク等使用取消書」(様式第4号)により行う。
- 3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、ロゴマーク等の使用を直ちに中止しなければならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により使用許可を取り消し、又はロゴマーク等の使用を中止させた場合において、ロゴマーク等の使用者に損害が生じても、本市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- 2 ロゴマーク等の使用者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(変更届及び変更申請)

第11条 ロゴマーク等の使用者が、第4条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ロゴマーク等使用変更申請書」(様式第5号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、これを許可することができる。
- 3 前項の規定による許可は、「ロゴマーク等使用変更許可書」(様式第6号)により行う。

(その他)

第12条 この要領に基づき収集した個人情報、ロゴマーク等の使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

- 2 使用の届出をし、又は使用許可を受けた法人その他の団体の名称、ロゴマーク等の使用目的及び使用方法その他の個人情報以外の情報にあつては、必要に応じて公表する場合がある。
- 3 第4条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による申請をした者は、この要領の規定に同意したものとみなす。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別紙 1

(1) ロゴマークのみのデザイン

Aタイプ [MOP 総称ロゴ]



Bタイプ [MOP 地名入りロゴ]



(2) ロゴタイプのみデザイン

# Message of Peace

NAGAOKA × HONOLULU

(3) ロゴマークとロゴタイプを組み合わせたデザイン (スローガンあり)



平和を願い、未来を想う花火を、世界中であげていきたい。

# Message of Peace

NAGAOKA × HONOLULU

(4) ロゴマークとロゴタイプを組み合わせたデザイン (スローガンなし)



# Message of Peace

NAGAOKA × HONOLULU

※上記は組合せの一例です。詳細は「Message of Peace」ロゴマニュアルを参照ください。